

【資料】 一般財団法人金沢市教職員厚生協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人金沢市教職員厚生協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、金沢市内の公立小中学校及び特別支援学校に勤務する教職員等（第36条に規定する者、以下「会員」という。）に対する福利厚生事業を実施し、会員の福祉の増進を図るとともに、教育文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する共済事業、貸付事業等の福利厚生事業
- (2) 教育文化事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(法令遵守)

第5条 この定款に規定のない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）、その他の法令の規定に従う。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置くものと

する。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号については、定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

- 2 評議員の過半数は、会員から選出するものとする。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第2節 評議員会

(評議員会の構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会の互選とする。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったも

のとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、評議員会で選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役員

第1節 役員

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 3名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第2節 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。

第6章 会員

(会員)

第36条 この法人の会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公立学校共済組合石川支部に加入する組合員である教職員であつて、金沢市内の公立小中学校及び特別支援学校に勤務する者
- (2) この法人の常勤の役職員
- (3) その他、前各号に準ずる者として評議員会が承認した者

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 雑則

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(剰余金の分配)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。この定款の施行に必要な事項についても同様とする。

附則

- 1 この定款は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。
細木 英昭
谷 光哉
橘 広行
赤玉 善匡
- 4 この法人の最初の代表理事は 杉山 敦 とする。

別表 基本財産（第6条関係）

財産種別	数量
定期預金	6,050,000円

【資料】運営・給付・貸付規定

一般財団法人金沢市教職員厚生協会 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人金沢市教職員厚生協会定款（以下「定款」という。）第42条の規定に基づき一般財団法人金沢市教職員厚生協会（以下「厚生協会」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 定款第4条に規定する事業及びその事業内容は次に掲げるものとする。

(1) 定款第36条に規定する会員に対する共済事業、貸付事業等の福利厚生事業

① 給付事業

- イ 結婚祝品の給付
- ロ 出産祝品及び見舞金の給付
- ハ 災害見舞金の給付
- ニ 傷害疾病見舞金の給付
- ホ 死亡弔慰金の給付

② 福祉事業

- イ スポーツ大会の開催および補助
- ロ 退職者との懇親会

③ 厚生事業

- イ スキーリフト券等の指定割引利用
- ロ 理容・美容等の割引利用

④ 研修事業

- イ 講演会及び研修会の開催
- ロ 教育・文化・芸術的催しの鑑賞補助

⑤ 貸付事業

- イ 生活厚生資金の貸付
- ロ 住宅費の貸付
- ハ 医療費の貸付

(2) 教育文化振興事業

金沢市内の公立小中学校及び特別支援学校に対する学校用品の寄贈

(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財務

(経理区分)

第3条 前条に規定する事業の経理は次の区分による。

一般経理

第2条第1号①、②、③及び④の事業

第2条第2号の事業

第2条第3号の事業

貸付経理

第2条第1号⑤の事業

(経理の財源)

第4条 基本財産は貸付経理で管理する。

2 運用財産は次の区分により各経理の財源とする。

一般経理 1 掛金
2 補助金
3 その他の収入

貸付経理 1 借入金
2 その他の収入

(掛金)

第5条 会員は毎月700円の掛金を納めるものとする。この掛金は一般経理の財源にあてる。

(借入金)

第6条 借入金の借入れは、理事会の承認を得て代表理事がこれを行う。

(監査)

第7条 監事は年2回以上監査しなければならない。

2 監事は監査終了後すみやかに監査結果を理事会に報告しなければならない。

第3章 会員

(会員)

第8条 厚生協会に会員をおく。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 公立学校共済組合石川支部に加入する組合員である教職員であって、金沢市内の公立小中学校及び特別支援学校に勤務する者。

再任用教職員及び通年講師を含む。

(2) 厚生協会の常勤の役職員

(3) その他、前各号に準ずる者として評議員会が承認した者

(資格取得)

第9条 前条に規定する教職員及び役職員は、加入申込みにより会員の資格を取得する。

(資格喪失)

第10条 会員は次の各号の一に該当した場合はその翌日から会員たる資格を喪失する。

(1) 退職したとき

(2) 死亡したとき

(3) 金沢市以外に設置された諸学校へ転勤したとき

(4) 掛金を納めないとき

(権利)

第11条 会員は次の権利を有する。

(1) 給付及び貸付を受ける権利。

ただし、再任用教職員及び通年講師は貸付を受ける権利は有しない。

(2) 厚生協会の各種事業に会合する権利

(3) 厚生協会の施設を利用する権利

(4) 会計を閲覧する権利

(義務)

第12条 会員は次の義務を負う。

(1) 定款・諸規程及び機関の決定に服する義務

(2) 掛金を納入する義務

(3) 貸付金を弁済する義務

第4章 委員及び職員並びに職場代表

(委員の選任)

第13条 理事会の下に運営実務に必要な次の委員をおく。

幹 事 6 名

運営委員 約40 名

(幹事の職務)

第14条 幹事は、幹事会を組織し、原則月1回の会議を行う。

2 幹事会は、理事会の決議に従い、運営委員会に諮るべき厚生協会の事業の運営実務に必要な議案を審議する。

(運営委員の職務)

第15条 運営委員は、理事会の下に厚生協会の事業の運営実務を行う。

2 運営委員は、運営委員会を組織し、原則月1回の会議を行う。

3 運営委員会は、幹事会から提出された議案についての審議を行う。

(職員)

第16条 厚生協会に若干名の事務職員をおく。

2 事務職員は、代表理事の命を受け厚生協会の事務を処理する。

(職員の任免)

第17条 事務職員の任免は、代表理事が理事会に諮りこれを行う。

(職場代表)

第18条 職場代表を、金沢市内小中学校、特別支援学校小学部及び中学部、並びに厚生協会事務局（以下「職場」という）に属する会員から各1名を選出し委嘱する。

(職場代表の職務)

第19条 職場代表は、各々の属する職場と厚生協会との連絡業務を行う。

2 職場代表は、職場代表会を組織し、連絡会議を行う。

(雑則)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は代表理事が別に定める。

付 則

第1条 この規程は一般財団法人金沢市教職員厚生協会設立の登記の日から施行する。

一般財団法人金沢市教職員厚生協会給付規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は一般財団法人金沢市教職員厚生協会定款第3条の規定に基づき、この法人の給付（運営規定第2条に規定する事業の給付をいう。）の額および条件その他必要な事項を定めることを目的とする。

(申 請)

第2条 給付の支給を受けようとする者は、当該給付にかかる所定の申請書に必要な事項を記入し職場代表の証明を受けて、代表理事に提出しなければならない。

2 給付の申請は会員又は会員であった者が行う。ただし会員又は会員であった者が死亡したときはその相続人がこれを行う。

(給付の決定)

第3条 代表理事は第2条第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、事実の有無と規定への適否を確認した上、支給を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

2 代表理事は毎月々の給付決定者の氏名、給付の種別、給付の金額、給付の事由を記した一覧表を作成し、理事会に提示しなければならない。

(給付の制限)

第4条 給付の申請が次の各号に該当する場合は、その一部又は全部を行わないことができる。

(1) 申請に虚偽又は不正の事実があったとき。

(2) 掛金の納入又は貸付金の償還を行わないとき。

2 前項に該当する事実が給付後に判明したときは給付額の一部又は全部を返還させることができる。

(給付の申請期限)

第5条 給付を受けようとする者は、その事実が生じた日から1年以内に申請しなければならない。

(給付金の支払い)

第6条 代表理事は、給付金の支払いについては、直接申請者に支払うか又は申請者所属学校の口座を通して申請者に支払わなければならない。

第2章 給 付

(結婚祝品)

第7条 会員が結婚した場合には10,000円の結婚祝品を給付する。

(出産祝品)

第8条 会員及びその配偶者が出産した場合には10,000円の出産祝品を給付する。

ただし、死産児については10,000円相当の見舞品を給付する。

(災害見舞金)

第9条 会員が火災、風害、水害、震災等の災害を受けた場合は、その災害の程度に応じ次の区分によって災害見舞金を給付する。

(1) 住居が全焼又は全壊した場合 50,000円以内

(2) 住居が半焼又は半壊した場合 30,000円以内

(3) その他理事会で必要と認めたもの 10,000 円以内

(傷害疾病見舞金)

第 10 条 会員が傷害又は疾病のため欠勤が 1 ヶ月以上に及ぶものは、10,000 円、さらに続く場合は半年毎に 10,000 円の見舞金を給付する。

(死亡弔慰金の給付)

第 11 条 会員が死亡したときは 100,000 円の弔慰金を給付し花をおくる。

- 2 会員の同一世帯の家族が死亡したときは 15,000 円、配偶者には 30,000 円の弔慰金を給付する。会員の実父母に限り別世帯にあっても 15,000 円給付する。ただし、死産児については適用しない。

付 則

この規定は昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は昭和 58 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。

この規定は昭和 60 年 7 月 1 日から一部改訂施行する

この規定は平成 5 年 4 月 1 日から一部改訂施行する

この規定は平成 7 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。

この規定は 1998 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。

この規定は 2002 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。

この規定は 2003 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。

この規定は 2014 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。

この規定は 2015 年 1 月 15 日から一部改訂施行する。

この規定は 2017 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。

この規定は 2018 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。

この規定は 2019 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。

一般財団法人金沢市教職員厚生協会貸付規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は一般財団法人金沢市教職員厚生協会定款第3条の規定に基づき、この法人の貸付事業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付の種別及びその額)

第2条 貸付の種別及びその種別は次の通りとする。

- (1) 生活厚生資金 2,000,000 円以内
(1口10万円で20口, 1口50万円で4口, 1口100万円で2口)
- (2) 住宅費 500,000 円以内 (5口50万円, 1口50万円)
- (3) 医療費 500,000 円以内 (5口50万円, 1口50万円)

(申込の手続き)

第3条 貸付を受けようとする者(以下「申込人」という)は貸付申込書に必要な書類を添え、職場代表を経て代表理事に申し込むものとする。

(貸付の決定及び支払い)

第4条 代表理事は貸付の申込を受けたときは資金の状況を考慮してこれを審査決定し、その内容を職場代表を経て申込人に通知するものとする。

- 2 貸し付け金は借受人が指定する口座へ振込むものとする。
- 3 代表理事は毎月々の貸付決定者の氏名・貸付の種別・貸付金額を記した一覧表を作成し理事会に提示しなければならない。

(決定の取り消し)

第5条 代表理事は申込人が次の各号の一に該当するときは貸し付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 貸付を受ける必要がなくなったとき。
 - (2) 所定の手続きを行わなかったとき。
 - (3) 虚偽の申込事実が判明したとき。
- 2 すでに貸付金の交付を受けたあと前項の事実該当した場合、借受人は貸付金の金額又は償還残額を返還しなければならない。

第2章 貸 付

(貸付の要件)

第6条 生活資金は会員が生活のために臨時の支出を必要とする場合にこれを行う。

- 2 住宅費は会員が住居の購入やリフォーム、子女の県外転居に要する費用を必要とする場合にこれを行う。
- 3 医療費は、会員が自己及び扶養家族又は同一世帯家族の医療のために経費を必要とする場合にこれを行う。

(貸付手数料と償還)

- 第7条 借受人は貸付を受けた翌月から別表貸付金償還表により貸付金と手数料を償還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず未償還金の全部を一時に償還することができる。
 - 3 借受人が会員資格を喪失したときは未償還金を即時償還しなければならない。ただし、異動により他郡市に転出した場合、引き続き貸付金と手数料を償還しなければならない。

(雑則)

- 第8条 この規定の施行に達し必要な事項は代表理事が別にこれを定める。

付 則

この規定は昭和49年4月1日から施行する。

この規定は昭和59年7月1日から一部改訂施行する。

この規定は昭和61年4月1日から一部改訂施行する。

この規定は昭和61年5月1日から一部改訂施行する。

この規定は平成7年4月1日から一部改訂施行する。

この規定は2001年4月1日から一部改訂施行する。

この規定は2003年4月1日から一部改訂施行する。

この規定は2014年4月1日から一部改訂施行する。

この規定は2016年3月1日から一部改訂施行する。

